



学校だより6月

千葉市立大木戸小学校 令和8年5月 29 日

<https://www.city.chiba.jp/school/es/090/index.html>



運動会を終えて

校長

学校の周りの畑に植えられた野菜たちは、日の光とたくさんの雨水を栄養にぐんぐん育っています。雨上がりには、青空が映った水たまりに、長靴を履いた子供たちがうれしそうに入っている姿を見てほほえましく感じます。



先日5月16日(土)の運動会には、たくさんの保護者の皆様にお越しいただき、子供たちに大きなご声援をありがとうございました。日差しは強かったものの、5月の風は、若葉の香りを運ぶすがすがしい心地よい風でした。まさに運動会日和の中、子供たちは精一杯の力で運動会に臨むことができました。約2週間、天候不順で校庭が使えない日も多かったのですが、応援合戦、表現運動、リレーや大玉送りなどの競技等々、小学校の運動会が初めての1年生から、最高学年の6年生まで全校児童が心を一つに練習に励んできました。練習の様子を見ていましたが、みるみる上達していく子供たちの力に驚くとともに、大きな可能性を感じました。日々の机に向かっての学習は、もちろん大切ですが、運動会を通して子供たちは机上では学べないたくさんのことを学んだと思います。特に、目標に向かって努力することや、皆と協力することの大切さを実感して学ぶことができるのは、運動会のような行事ならではのようです。競技のため、得点により優勝・準優勝と順位はつきませんが、どのチームも一人一人が全力で頑張り、皆と協力して獲得した得点であり、誇りをもってよい成績です。運動会で子供たちが学んだことを、今後の教育活動の中で活かし、さらによさを育てていきます。

運動会練習期間から、子供たちの健康管理、当日の片付けまで、保護者の皆様の協力のお陰でとてもすばらしい運動会となりました。感謝申し上げます。

【熱中症対策について】

熱中症への対策をしっかりと行いながら子供たちの学習を進めていきます。特に屋外での活動や運動量の多い活動は、熱中症の指標となる WBGT(気温、湿度、輻射熱、気流の4要素を入れた指標)を参考に、状況の観察をしながら行います。また、こまめな水分補給、健康観察、風通しのよい環境づくり、エアコンの活用等も行っていきます。帽子や吸湿性・通気性のよい服の着用、水筒の持参等ご協力をお願いします。

【6月の行事予定】

月	火	水	木	金	土	日
1	2 4・5年出前 授業「水育」	3 2年6時間授業開始	4 5・6年プール掃除	5	6	7
8 委員会活動	9	10 6年校外学習 →加曾利貝塚	11	12	13 学習参観 引渡し訓練	14
← プール開き週間 →						
15 振替休業	16	17 1・3年口腔衛生指導	18 2・5年口腔衛生指導	19 3・4年口腔衛生指導 音楽発表会壮行会	20	21
← 教育相談週間 →						
22 クラブ活動	23	24 3・4年音楽発表会	25	26	27	28
29 着衣泳	30 着衣泳予備日	7/1	2	3	4	5

【7月の行事予定】

1水 個人面談（～3日）
7火 4年校外学習
→千葉市科学館
14火 なかよし読書
15水 大掃除
給食終了
20月 海の日
21火 夏季休業（～8/31）

<職員紹介>

今年度も6月4日より理数教育サポーターが着任します。よろしくお願いいたします。

<スクールカウンセラー来校予定日>
*相談者は、お子さんのみ、親子で、親御さんのみでなどいずれも可能です。
6月は、5日・12日・19日の金曜日と29日の月曜日
13:00～15:50
予約・問合せは教頭か担任までお知らせください。

TEL294-5621



【学校徴収金の口座振替のお知らせ】

6月25日(木)は、学校徴収金の一括口座振替日です。納入額決定通知書(6月中旬配付)と学校徴収金のお知らせをご確認の上、登録口座の残高を確認し、振替日前日までに、必要な金額を登録口座にご用意ください。口座から引き落としができない場合、7月15日(水)に再振替を行います。再振替でも引き落としができなかった場合、給食費は納付書、学校徴収金分は振込依頼書(振込手数料自己負担)でのお支払いとなりますのでご注意ください。

<お問合せ先>

徴収金の手紙につきましては、別日に配布いたします。合わせてご確認ください。

【交通安全について】

この4月から道路交通法が改正され、自転車の交通違反に対して「青切符(反則金制度)」が導入されました。今までは注意だけで済んでいたルール違反も、今後は16歳以上(中学生卒業後の年齢)を対象に、実際の反則金が科される厳しい運用となっています。小学生は直接の対象ではありませんが、ご家族や地域全体でルールを再確認する大切な機会です。

◀ (特に注意したいポイント)

- 「一時停止」の徹底：自転車も交差点では必ず止まりましょう。
- 「左側通行」の原則：道路の右側を走る「逆走」は非常に危険で、取り締まりの対象です。
- 「ながら運転」の禁止：スマホ操作や傘差し運転、イヤホンの使用も厳禁です。

また、「側方通過ルール」も新たに加わり、自動車が自転車を追い越す際は「1.5m以上の間隔」を空けるか「徐行」することが義務付けられました。これに伴い、自転車側も車に抜かれる際は「できるだけ左側に寄って走る」義務があります。「知らなかった」では済まされないルール改正です。ぜひこの機会に、ご家庭で自転車の乗り方について話し合ってみてください。